

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

平成 29 年 11 月 1 日

介護職種に係る技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-」について、文言の適正化等の観点から、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要 領)	改正箇所	現行			改正		
			試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期	試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期
1	P5	【留意事項】	日本語能力 試験	7月(第1回)、 12月(第1回)	(受験地が国内の場合) 9月上旬(第1回)、 2月上旬(第2回) (受験地が海外の場合) 10月上旬(第1回)、 3月上旬(第2回)	日本語能力 試験	7月(第1回)、 12月(第2回)	(受験地が国内の場合) 9月上旬(第1回)、 2月上旬(第2回) (受験地が海外の場合) 10月上旬(第1回)、 3月上旬(第2回)
			J. TEST実 用日本語検 定	1月、3月、5 月、7月、9月、 11月	試験実施日の約1か月 後	J. TEST実 用日本語検 定	1月、3月、5 月、7月、9月、 11月	試験実施日の約1か月 後
			日本語NAT -TEST	2月、4月、6 月、8月、10 月、12月	試験実施日から3週間 以内	日本語NAT -TEST	2月、4月、6 月、8月、10 月、12月	試験実施日から3週間 以内

2	P13	(1)技能実習指導員に関するもの 【関係規定】	告示第2条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。	(削除)
3	P16	第3 介護職種の優良な実習実施者の基準に関するもの	—	<p data-bbox="1413 268 2011 300">第3 介護職種の優良な実習実施者に関するもの</p> <div data-bbox="1444 359 2123 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1458 368 1603 400">【関係規定】</p> <p data-bbox="1485 416 1541 448">(略)</p> </div> <p data-bbox="1413 515 2130 738">○ 介護職種の優良な実習実施者の基準については、他職種と同様、規則第15条第1号から第6号に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとされています。</p> <p data-bbox="1413 802 2130 1121">○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(125点満点で75点以上)を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。下記の表については、他職種における優良な実習実施者に関する基準の表(120点満点)の「②技能実習を行わせる体制」の評価項目に、「過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」を追加したものになります。</p> <p data-bbox="1413 1185 2130 1458">○ この「介護職種の技能実習指導員講習」とは、介護職種の技能実習に関して、適切な実習体制を確保することを目的として厚生労働省が行う予算事業である「介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業」を受託した事業者が、当該事業の一環として実施する講習をいいます。介護職種の技能実習指導員講習の開催予定等につ</p>

				<p>いては、厚生労働省HPに掲載しています。介護職種の技能実習指導員が、過去3年以内に当該講習を受講した場合に、加点されることとなります。</p> <p>○ ただし、下記②のⅠ、Ⅱ及びⅢ(斜体字部分)については、平成30年11月1日以降において評価項目としてカウントするものとします。そのため、当面はこれを除く項目で6割以上の点数(110点満点で66点以上)を獲得した場合に、「優良」と判断することとなります。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【確認対象の書類】</p> <p>(略)</p> </div>
4	P20	第4 技能実習生の人数枠に関するもの	第3 技能実習生の人数枠に関するもの	第4 技能実習生の人数枠に関するもの
5	P22	第4 技能実習生の人数枠に関するもの	<p>○ 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、優良である場合には、告示第3条第2項の規定の適用を受けることができ、第3号技能実習生の受入れが認められるとともに、通常の場合と比べて人数枠が拡大されます。また、介護職種の優良な監理団体については、介護職種の実績等も基に判断されることに留意して下さい。(介護職種の優良な監理団体の基準については、告示第5条第2項に規定。詳細はp24に記載)</p>	<p>○ 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、優良である場合には、告示第3条第2項の規定の適用を受けることができ、第3号技能実習生の受入れが認められるとともに、通常の場合と比べて人数枠が拡大されます。介護職種の優良な実習実施者の基準は他職種と一部異なることに留意して下さい。(詳細はp17に記載。)また、介護職種の優良な監理団体については、介護職種の実績等も基に判断されることに留意して下さい。(介護職種の優良な監理団体の基準については、告示第5条第2項に規定。詳細はp27に記載)</p>

6	P23	第5 監理団体の法人形態に関するもの	第4 監理団体の法人形態に関するもの	第5 監理団体の法人形態に関するもの
7	P25	第6 監理団体の業務の実施に関するもの	第5 監理団体の業務の実施に関するもの	第6 監理団体の業務の実施に関するもの
8	P26	(1)技能実習計画の作成指導に関するもの 【関係規定】	告示第5条 介護職種に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。	(削除)
9	P26	(1)技能実習計画の作成指導に関するもの	○ 介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を作成することが求められます。具体的には、技能移転の対象業務の記載だけでなく、(1)個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するとともに、(2)介護業務に関連して日本語の学習を進められるよう、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載することが求められます。(介護職種の技能実習計画のモデル例については、厚労省のHPにて掲載していますので参照下さい。(URL)	○ 介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を作成することが求められます。具体的には、技能移転の対象業務の記載だけでなく、(1)個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するとともに、(2)介護業務に関連して日本語の学習を進められるよう、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載することが求められます。(介護職種の技能実習計画のモデル例については、厚労省のHPにて掲載していますので参照下さい。) http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000180396.pdf

10	別紙	介護参考様式第8号 施設種別コード表 (別紙)	施設・事業	コード	施設・事業	コード
			(略)		(略)	
			肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	1	指定発達支援医療機関	1
			(略)		(略)	
			介護予防小規模多機能型居宅介護	29	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	29
11	別紙	介護参考様式第12号	—	(追加)		